最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

茨城労働局一般公示第91号

茨城地方最低賃金審議会は、茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定について調査 審議を行うため、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第25条第5項の規定に 基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、茨城県の区域内で鉄鋼 業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であ って意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和7年11月 28日(金)までに、茨城地方最低賃金審議会(水戸市宮町1-8-31 茨城労働局 労働基準部賃金室内)あて提出されたい。

令和7年11月14日

茨城 労働局長 佐藤 悦子